

平成27年 2月 2日  
独立行政法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部

## 「もんじゅ」に係る保安措置命令に対する報告書の補正について

当機構は、平成26年12月22日に原子力規制委員会に対して「『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条（現第43条の3の23）第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成25年5月29日 原管P発第1305293号）』に対する対応結果報告」（以下「報告書」という。）を改めて提出しましたが、報告書の「不適合の処置を実施した機器リスト」並びにこのリストに基づいて集計した「未点検機器の解消状況」の表及び本文に記載した機器数等に集計の誤りがあることを確認しました。 【平成27年1月28日 プレス発表済み】

このため、改めて集計作業を実施することとし、作業要領を明確にした集計作業及び計算機処理を中心とした機器数の再確認作業を実施し、その確認結果に基づき、本日、原子力規制委員会に報告書の補正を提出しました。

なお、確認した集計の誤りは、報告書に記載した保全計画の全面的な確認作業、未点検機器の解消及び保全計画の見直しの作業を終了した後に報告書を作成する段階の集計作業において発生したものであり、未点検機器の処置や保全計画の見直し結果に関わるものではありません。

当機構としましては、提出した報告書に集計の誤りがあったことを重く受け止め、今後も、再構築した品質保証体制の下にPDCAサイクルを回すとともに、根本原因分析を行って再発防止に万全を期してまいります。

別紙：保安措置命令に対する報告書の補正における主な訂正

以上

（原子力規制委員会への提出資料）

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条（現第43条の3の23）第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成25年5月29日 原管P発第1305293号）」に対する対応結果報告 平成26年12月22日（平成27年2月2日 補正）

# 保安措置命令に対する報告書の補正における主な訂正

報告書に記載した「保全計画の全面的な確認作業」、「未点検機器の解消」及び「保全計画の見直し」の作業を終了した後、報告書を作成するために点検の不備があった機器を以下の表に分類して集計する作業において誤りがあった。

これらの誤りは、未点検機器の処置や保全計画の見直し結果に関わるものではない。

補正において訂正した主な機器数

処置方法	(1) 直近の点検が十分でなかった機器	(2) 十分でない保全の有効性評価を無効にして点検期限を超過した機器	(3) 事後保全又は状態基準保全から時間基準保全に変更した機器	(4) 保全計画に追加する機器
点検済	957 ⇒ 1, 131	542 ⇒ 396	186 ⇒ 148	330 ⇒ 331
特別採用	1, 056 ⇒ 1, 315	2, 276 ⇒ 2, 083	491 ⇒ 527	1, 122 ⇒ 1, 125
合計	2, 013 ⇒ 2, 446	2, 818 ⇒ 2, 479	677 ⇒ 675	1, 452 ⇒ 1, 456

重複を除いた(1)から(4)の合計の機器数は、点検済が1, 926個、特別採用が4, 570個の合計6, 496個  
 ↓ ↓ ↓  
 1, 924個 4, 967個 6, 891個

「保全計画の全面的な確認作業」において確認した点検の不備の中には、上記の表に集計する際に解釈等によって分類を誤りやすい事例もあった。

そこで、分類するための判定条件を作業要領において明確にし、複雑な判定条件も含めて計算機プログラムを整備して多数の作業員による判断や作業等を極力排除するとの対策を行い、集計及び確認をやり直した。